

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会 第1回宿泊専門委員会 次第

日 時：令和5年 2月10日（金）15:00~16:30

場 所：滋賀県大津合同庁舎 6階 6A会議室

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 委員長、副委員長の選出
- 4 会議の公開等について
 - (1) 会議公開方針（案）
 - (2) 傍聴要領（案）
- 5 報告事項
いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会 視察報告
- 6 審議事項
 - (1) わた SHIGA 輝く国スポ 合同配宿実施方針（案）について
 - (2) わた SHIGA 輝く国スポ 宿泊料金（案）について
 - (3) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 標準献立作成方針（案）について
- 7 その他
- 8 閉会

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025

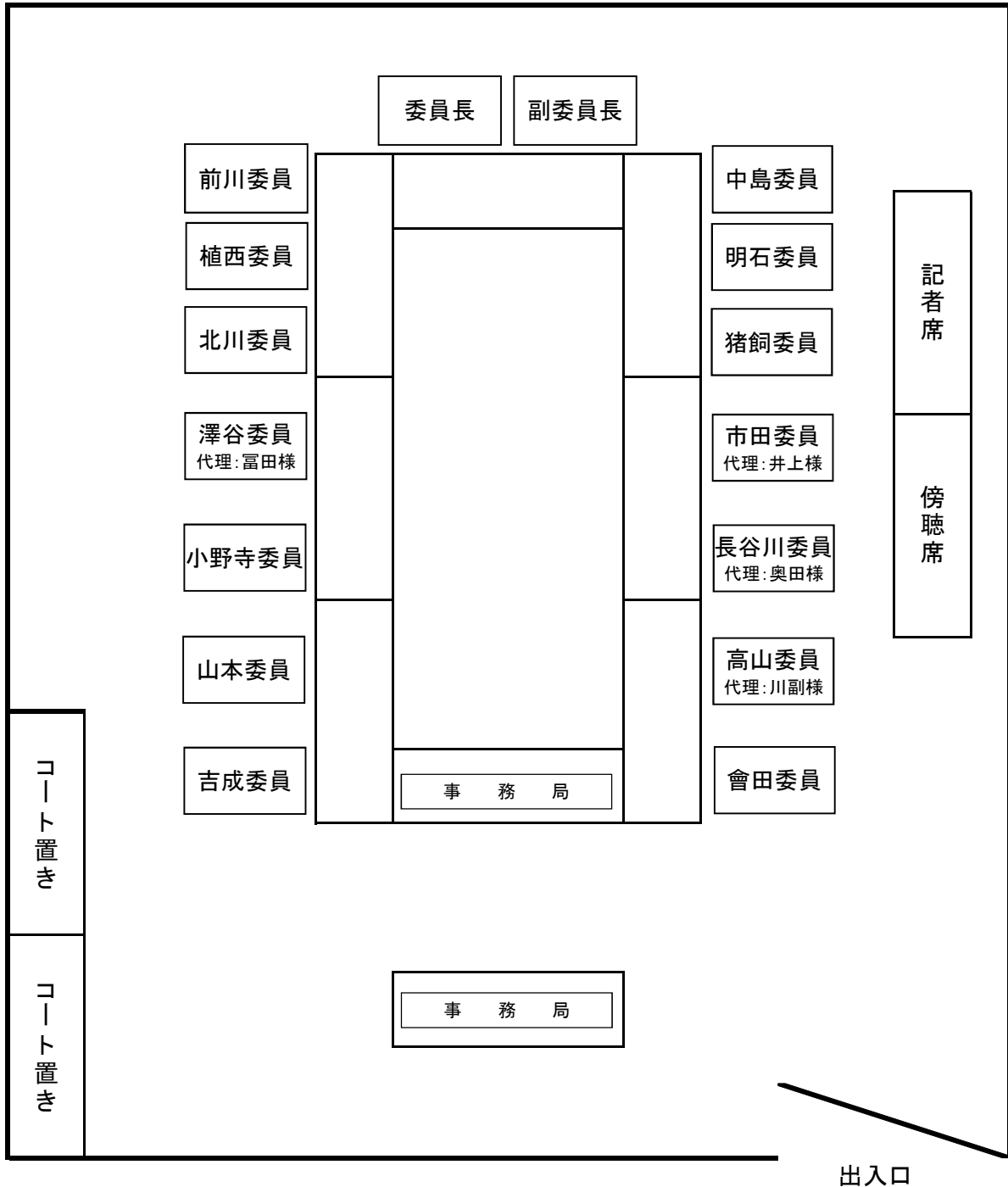


第1回 宿泊専門委員会 配席図

日 時：令和5年(2023年)2月10日(金)

15時00分～16時30分

場 所：大津合同庁舎6階 6A 会議室



わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 実行委員会

第1回 宿泊専門委員会

会議資料



日時：令和5年（2023年）2月10日（金）15:00～16:30
会場：滋賀県大津合同庁舎6階6A会議室

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



目次

| | | |
|-------------------------------------|----------|-------|
| ○委員名簿 | ・・・・・・・・ | P 1 |
| ＜会議の公開等について＞ | | |
| ○会議公開方針（案） | ・・・・・・・・ | P 2 |
| ○傍聴要領（案） | ・・・・・・・・ | P 4 |
| ＜報告事項＞ | | |
| ○いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会 視察報告 | ・・・・・・・・ | P 6 |
| ＜審議事項＞ | | |
| ○わた SHIGA 輝く国スポ 合同配宿実施方針（案）について | ・・・・・・・・ | P 1 4 |
| ○わた SHIGA 輝く国スポ 宿泊料金（案）について | ・・・・・・・・ | P 2 0 |
| ○わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 標準献立作成方針（案）について | ・・・・・・・・ | P 3 3 |
| ＜その他＞ | | |
| ○今後のスケジュールについて | ・・・・・・・・ | P 4 1 |

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会
 宿泊専門委員会 委員

(順不同：敬称略)

| 区分 | 機関・団体名および役職名 | 氏 名 |
|-------|---------------------------------|--------|
| 宿泊・観光 | 滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合 | 前川 為夫 |
| | 一般社団法人 日本旅行業協会滋賀県地区委員会 | 植西 祐一郎 |
| | 一般社団法人 滋賀県旅行業協会 | 北川 宏 |
| | 公益社団法人 びわこビジターズビューロー (国内誘客部) | 中島 紀章 |
| 食品・衛生 | 公益社団法人 滋賀県栄養士会 | 澤谷 久枝 |
| | 一般社団法人 滋賀県調理師会 | 小野寺 和徳 |
| スポーツ | 公益財団法人 滋賀県スポーツ協会 | 山本 将 |
| | 滋賀県障害者スポーツ協会 | 吉成 永部 |
| 市町関係 | 滋賀県市長会 | 明石 芳夫 |
| | 滋賀県町村会 | 猪飼 隆幸 |
| 県 | 滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課 | 市田 重宏 |
| | 滋賀県健康医療福祉部障害福祉課 | 長谷川 貴也 |
| | 滋賀県健康医療福祉部生活衛生課 | 高山 朋子 |
| | 滋賀県商工観光労働部観光振興局 | 會田 省吾 |

＜資料（１）＞

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会 宿泊専門委員会 会議公開方針（案）

第１ 趣旨

この方針は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会宿泊専門委員会（以下「専門委員会」という。）の会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

第２ 会議の公開・非公開の取扱

- 1 専門委員会の会議は、原則として公開するものとする。
- 2 次のいずれかの場合にあつては、委員長が専門委員会に諮って会議を非公開とすることができる。
 - (1) 滋賀県情報公開条例第6条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項に準じる事項を審議する場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じるおそれがあると認められる場合

第３ 会議の開催の通知

専門委員会は、公開の会議を開催する場合（議題の一部について公開する場合を含む。）は、事務局においてあらかじめ次の事項を記載した会議開催案内を作成し、会議開催当日の1週間前まで（緊急に会議を開催する必要があるときは、前日まで）にインターネット上の滋賀県ホームページへの掲載により県民に周知するとともに、報道機関に資料提供を行うものとする。

- ア 開催日時
- イ 開催場所
- ウ 議題
- エ 傍聴者の定員
- オ 傍聴の手続
- カ 議事録等の公表の時期および方法
- キ 問い合わせ先

第4 公開の方法等

専門委員会の会議の公開は、会議の傍聴および会議結果の公表の方法により行うものとする。

1 会議の傍聴

- (1) 会議の傍聴については、傍聴希望者（報道関係者を除く。）のうちから委員長が傍聴を許可する。

なお、報道関係者には、公開する会議の取材を認めるものとする。

また、会議の全部を非公開とする場合にあっても、議事に入るまでの間の報道関係者の取材は認めるものとする。

- (2) 傍聴者の定員は、10名とする。

ただし、会議場の都合等やむを得ない理由がある場合には、10名未満の数とすることができる。

- (3) 前2項の規定にかかわらず、委員長が特に認める者は、会議を傍聴することができる。

- (4) 会議の一部を非公開とする場合、委員長は当該非公開議題の議事に先立ち、傍聴者および報道関係者に会場からの退席を指示するものとする。

- (5) 傍聴者は、抽選により決定する。

ただし、会議の開会時刻の20分前までに傍聴を希望した者が定員に満たない場合は、会議の開会時刻まで定員内で先着順により決定する。

- (6) 委員長は、公開の会議の秩序を維持するため、必要な定めをすることができる。

2 会議結果の公表

公開した会議の結果については、事務局において議事録（非公開の議題については、会議要録）を作成し、原則として1か月以内に滋賀県ホームページへの掲載による情報提供に努めるものとする。

ただし、個人名等公開することが不相当と認められる事項について公開しないこととすることができる。

第5 その他

この方針に定めのない事項については、委員長が専門委員会の意見を聴いて必要の都度定めるものとする。

傍聴要領(案)

宿泊専門委員会

宿泊専門委員会の会議を傍聴される方は、次の事項を遵守してください。

1 傍聴する場合の手続

- (1) 宿泊専門委員会の会議の傍聴を希望される方は、会議の開会時刻の20分前に、会場に設置する受付にお越しください。受付で住所と氏名のご記入をお願いします。
- (2) (1)により傍聴を希望する者が定員を超えたときは、抽選により傍聴許可者を決定します。
- (3) (1)により傍聴を希望する者が定員に満たない場合は、定員を満了すまで先着順で傍聴を許可します。ただし、会議の開会時刻以降の傍聴許可はいたしません。
- (4) 傍聴の許可を受けた方は、係員の指示に従って、会議の会場へ入場し、所定の席に着席してください。
- (5) 前各号の規定にかかわらず、委員長が特に認める者は、会議を傍聴することができます。

2 傍聴する際の遵守事項

会議の傍聴に際しては、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴すること。拍手その他の方法により賛成、反対等の意向を表明しないこと。
- (2) 飲食、喫煙等をしないこと。
- (3) 委員長が認めた場合以外は、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (4) その他会場の秩序を乱したり、会議の支障となる行為をしないこと。
- (5) 非公開となる議題の前に指示があったときは、すみやかに会場外へ退出すること。

3 会議の秩序の維持

- (1) 2の事項を遵守するほか、会場内では、係員の指示に従ってください。
- (2) 遵守事項に違反した場合には、注意を促します。なお、注意に従わないときは、退席していただくことがあります。

4 その他

不明な点があれば、係員にお問い合わせください。

報告事項

<報告事項>

いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会 視察報告

宿泊業務の概要

1 大会概要

(1) 会期

- ・いちご一会とちぎ国体

令和4年10月1日(土)～10月11日(火)

※水泳、体操、バレーボール(ビーチバレーボール)および弓道は、
会期前(9月10日(土)から9月19日(月))に実施。

- ・いちご一会とちぎ大会

令和4年10月29日(土)～10月31日(月)

(2) メイン会場

カンセキスタジアムとちぎ(栃木県総合運動公園陸上競技場)
(栃木県宇都宮市西川田 4-1-1)

選手団入場の様子(いちご一会とちぎ国体総合開会式)



2 宿泊業務

(1) 宿泊者数(速報値)

ア 区分別宿泊者数

< 宿舎決定時(宿泊申込人数) >

| | | | |
|-----------|-------|---------|---------|
| 国体 | 会期前競技 | 選手・監督 | 16,555 |
| | | 役員等 | 3,002 |
| | | 合計(A) | 19,557 |
| | 本大会競技 | 選手・監督 | 114,599 |
| | | 役員等 | 17,118 |
| | | 合計(B) | 131,717 |
| 国体合計(A+B) | | 151,274 | |
| 障スポ | 競技 | 選手団 | 27,916 |
| | | 選手団以外 | 888 |
| | | 合計(C) | 28,804 |
| 総計(A+B+C) | | 180,078 | |

< 宿泊実績 >

| | | | |
|-----------|-------|---------|---------|
| 国体 | 会期前競技 | 選手・監督 | 14,727 |
| | | 役員等 | 2,437 |
| | | 合計(A) | 17,164 |
| | 本大会競技 | 選手・監督 | 92,558 |
| | | 役員等 | 15,789 |
| | | 合計(B) | 108,347 |
| 国体合計(A+B) | | 125,511 | |
| 障スポ | 競技 | 選手団 | 26,370 |
| | | 選手団以外 | 733 |
| | | 合計(C) | 27,103 |
| 総計(A+B+C) | | 152,614 | |

イ 日別宿泊者数の推移

<国体会期前競技>

| | | | | | | | |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 競技日程 | 4日前 | 3日前 | 2日前 | 1日前 | 1日目 | 2日目 | 3日目 |
| 日程日付 | 9月6日 | 9月7日 | 9月8日 | 9月9日 | 9月10日 | 9月11日 | 9月12日 |
| 配宿人数 (人) | 36 | 475 | 1,269 | 2,202 | 2,225 | 1,934 | 1,405 |
| 競技日程 | 4日目 | 5日目 | 6日目 | 7日目 | 8日目 | 9日目 | 10日目 |
| 日程日付 | 9月13日 | 9月14日 | 9月15日 | 9月16日 | 9月17日 | 9月18日 | 9月19日 |
| 配宿人数 (人) | 393 | 213 | 1,259 | 1,772 | 1,875 | 1,816 | 290 |

<国体本会期競技>

| | | | | | | | | |
|-------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 競技 | 4日前 | 3日前 | 2日前 | 1日前 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | |
| 日程 | 9月27日 | 9月28日 | 9月29日 | 9月30日 | 10月1日 | 10月2日 | 10月3日 | |
| 配宿人数 (人) | 463 | 903 | 2,338 | 6,904 | 12,011 | 12,381 | 10,605 | |
| 競技 | 4日目 | 5日目 | 6日目 | 7日目 | 8日目 | 9日目 | 10日目 | 11日目 |
| 日程 | 10月4日 | 10月5日 | 10月6日 | 10月7日 | 10月8日 | 10月9日 | 10月10日 | 10月11日 |
| 配宿人数 (人) | 9,334 | 10,063 | 12,074 | 12,527 | 10,610 | 6,882 | 1,217 | 35 |

<障スポ会期>

| | | | | | |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 競技 | 2日前 | 1日前 | 1日目 | 2日目 | 3日目 |
| 日程 | 10月27日 | 10月28日 | 10月29日 | 10月30日 | 10月31日 |
| 配宿人数 (人) | 4,921 | 5,838 | 5,871 | 5,686 | 4,787 |

(2) 宿泊施設の状況

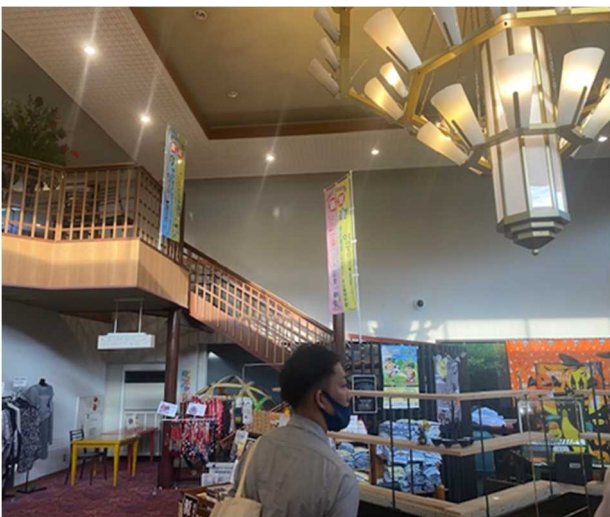
↓施設内ロビーの装飾



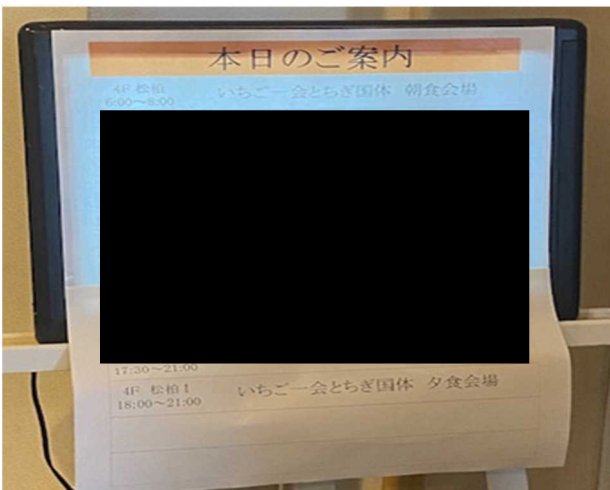
↓宿舎前 バス乗降場



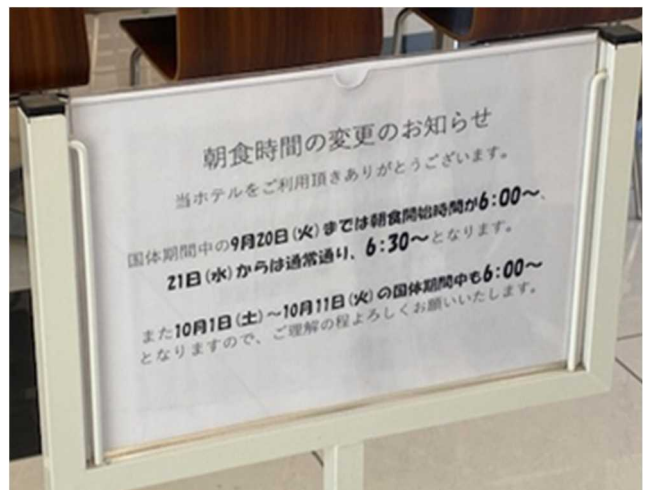
↓施設内ロビーの装飾



↓食事会場の案内



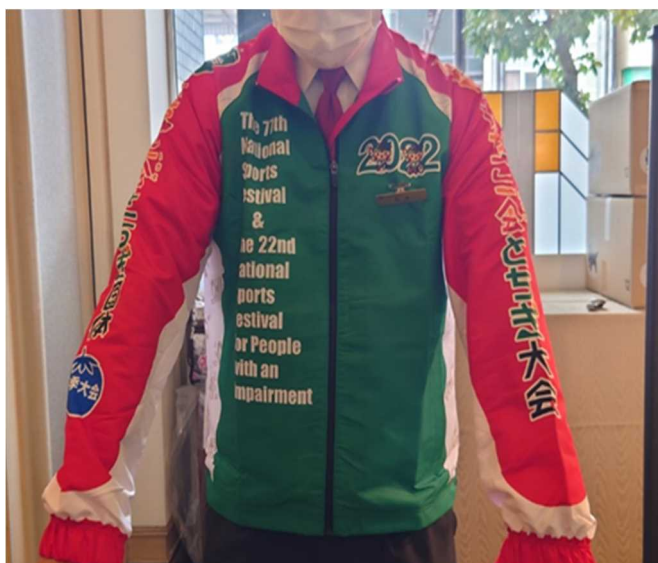
↓朝食時間に関する案内 (一般客向け)



↓ 食事会場の案内



↓ 宿泊施設スタッフ着用ジャンパー



↓ 合同配宿センター内



3 弁当業務

(1) 弁当発注実績(※下記以外に国体の競技会における弁当の発注は、会場地市町が対応)

| | | 式典弁当 900円(税別) | 競技会弁当 900円(税別) | 一般弁当 600円(税別) | 合計 |
|---------|-------|------------------|-------------------|------------------|--------|
| 国体 | 式典リハ | 0 | — | 2,284 | 2,284 |
| | 総合開会式 | 2,214 | — | 4,766 | 6,980 |
| | 総合閉会式 | 0 | — | 1,840 | 1,840 |
| | 合計(A) | 2,214 | — | 8,890 | 11,104 |
| 障スポ | 総合リハ | 0 | 0 | 1,854 | 1,854 |
| | 公式練習 | 0 | 3,543 | 1,411 | 4,954 |
| | 開会式 | 2,616 | 3,778 | 7,952 | 14,346 |
| | 競技会 | 0 | 5,725 | 5,842 | 11,567 |
| | 閉会式 | 3,620 | 3,640 | 5,871 | 13,131 |
| | 合計(B) | 6,236 | 16,686 | 22,930 | 45,852 |
| 総計(A+B) | | 8,450 | 16,686 | 31,820 | 56,956 |

(2) 弁当引き渡し所の様子

<弁当引換所>※国体開会式で7カ所設置



(3) 弁当内容

<外装 (箱表)>



ア いちご一会とちぎ国体開会式

<中身>



<メニュー内容>※下線は県産品

- ・御飯
- ・ゆばの和え物、シュウマイ、厚焼玉子
- ・チキンステーキと揚げ餃子のとちおとめステーキソース添え
- ・モロのフライ
- ・かんぴょうの甘辛煮、こんにゃくの煮物

イ いちご一会とちぎ大会開会式

<中身>



<メニュー内容>※下線は県産品

- ・御飯
- ・マスの塩焼き、鶏の唐揚、紅茶鴨スモーク
- ・揚げ餃子チーズまぶし、玉子焼、ツナ入りポテトサラダ
- ・ゆばとかんぴょう入りぜんまい炒り煮
- ・温野菜のそぼろあんかけ

審議事項

<審議事項（１）>

わたSHIGA輝く国スポ 合同配宿実施方針（案）

わたSHIGA輝く国スポに参加する選手・監督、役員、視察員、報道員およびその他関係者の配宿について、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県委員会」という。）および会場地市町実行委員会（以下「会場地委員会」という。なお、会場地市町実行委員会を設置しない市町については、当該市町とする。）は、合同の配宿本部を設置し、宿泊施設を一元管理するとともに、一括して配宿を行うことにより、業務の省力化と経費節減を図り、効率的かつ円滑に配宿業務を実施する。

1 合同配宿の体制

（１）合同配宿の実施

短期間に集中する配宿業務を効率的かつ円滑に実施するため、宿泊施設を一元管理するとともに、一括して配宿（以下「合同配宿」という）を行う。

（２）合同配宿本部および配宿センターの設置

県委員会および会場地委員会は、「わたSHIGA輝く国スポ 合同配宿本部（仮称）」を設置するとともに、合同配宿本部の業務を円滑に推進するため、旅行業者が配宿業務に従事するための配宿センターを設置する。

（３）配宿センターとの連携

県委員会および会場地委員会が全域の宿泊施設データや配宿状況等を把握するため、両者と配宿センターとの間をインターネット等のネットワークを構築して、連携を図る。

2 配宿責任

県委員会および会場地委員会は、以下のとおり配宿対象者の配宿責任を負う。

| 県委員会 (主に開・閉会式に係る参加区分) | 会場地委員会 (主に競技の実施に係る参加区分) |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・大会役員・特別招待客・都道府県本部役員・宮内庁関係者・正規視察員・報道員・その他視察員 | <ul style="list-style-type: none">・選手、監督・競技会役員・競技役員 |

3 業務委託

(1) 合同配宿の業務委託概要

合同配宿の実施にあたっては、合同配宿の実施に必要な配宿システムの構築、宿泊施設実態調査の実施、仮配宿計画の作成、客室の確保・調整、配宿センターの設置・運営、本配宿等の業務を別紙「わたSHIGA輝く国スポ合同配宿業務委託概要」を基本として、旅行業者に委託する。

(2) 委託契約方法

合同配宿の業務委託（以下「合同配宿業務委託」という）は、令和5(2023)年度から令和7(2025)年度まで、年度ごとに、県委員会が一括して旅行業者と締結する。

4 経費負担

(1) 県委員会および会場地委員会の経費負担割合

県委員会と会場地委員会は、令和5(2023)年度から令和7(2025)年度までの合同配宿業務委託に係る総経費の2分の1をそれぞれ負担する。

(2) 各会場地委員会の負担額

各会場地委員会の負担額は、全ての会場地委員会が均等に負担する「固定割負担額」と宿泊施設への配宿実績人数に応じて負担する「比例割負担額」の合計により算定する。

ア 固定割負担額

令和7(2025)年度の委託業務に関する業務管理費（委託経費の10%程度）の2分の1を各会場地委員会が均等に負担する。

イ 比例割負担額

会場地委員会が負担する合計額（上記4(1)で算定した額）から固定割負担額（上記4(2)アで算定した額）の合計を除いた額について、会場地委員会ごとの宿泊施設への配宿実績人数（※）により按分した額を負担する。

なお、転用施設等への配宿人数については、当該施設の確保および配宿調整業務等を各会場地委員会が直接行うため、比例割負担額の算出対象に含めない。

※1つの競技種別を複数市町で開催する場合の配宿実績人数の考え方は、その競技種別が行われる会場地委員会間で協議し、決定した方法による。

5 負担額の精算

令和7(2025)年度の国スポ終了後、県委員会と各会場地委員会の負担額を前述の算定方法に基づき確定し、令和7(2025)年度中の県委員会が定める期日までに精算する。

6 業務分担

| 年度 | ア 県委員会業務分担区分 | イ 会場地委員会業務分担区分 |
|--|---|--|
| (1) 令和5 (2023)年度 および 令和6 (2024)年度 | (ア) 合同配宿業務に係る旅行業者との委託契約の締結 (イ) 宿泊施設実態調査の実施と活用 (ウ) 宿舎説明会の開催 (エ) 宿泊施設の客室確保および総合調整 (オ) 仮配宿計画（第二次、第三次）の作成に係る総合調整 (カ) 広域配宿の調整 (キ) 施設別適用宿泊料金の調整 (ク) 配宿センターの設置準備 | (ア) 配宿における各競技団体との連絡調整 (イ) 宿泊施設実態調査への協力 (ウ) 宿舎説明会の開催 (エ) 委託業者を活用した宿泊施設の客室確保および個別調整 (オ) 委託業者を活用した仮配宿計画（第二次、第三次）の作成ならびに報告 (カ) 委託業者を活用した広域配宿先の宿泊施設の客室確保および個別調整 (キ) 転用施設等の利用調整および不足備品等の補完対策 |
| (2) 令和7 (2025)年度 | (ア) 合同配宿業務に係る旅行業者との委託契約の締結 (イ) 宿泊施設の客室確保および総合調整 (ウ) 仮配宿計画（最終）の作成に係る総合調整 (エ) 広域配宿の調整 (オ) 施設別適用宿泊料金の調整 (カ) 宿泊意向調査の実施 (キ) 宿舎説明会の開催 (ク) 宿泊仮申込の実施 (ケ) 宿舎申込、変更、取消の受付業務およびそれに伴う対応 (コ) 宿舎決定通知書、変更・取消通知書の送付 (サ) 宿泊施設への本配宿業務 (シ) 宿泊実績等統計処理 (ス) 配宿センターの設置・運営 | (ア) 宿泊意向調査等に係る各競技団体との連絡調整 (イ) 宿舎説明会の開催 (ウ) 委託業者を活用した宿泊施設の客室確保および個別調整 (エ) 委託業者を活用した仮配宿計画（最終）の作成ならびに報告 (オ) 委託業者を活用した広域配宿先の宿泊施設の客室確保および個別調整 (カ) 宿泊仮申込結果の確認 (キ) 宿泊施設への本配宿結果の確認 (ク) 転用施設等への本配宿業務 |

7 その他

- (1) 国スポ・ラグビーフットボール競技およびボウリング競技に係る実施業務については、別に定める。
- (2) この方針に定めるもののほか、合同配宿の実施に関して必要な事項は、県委員会と会場地委員会が協議して定める。

わたSHIGA輝く国スポ 合同配宿業務委託概要

| 年度 | 業務内容 |
|---------------------|-------------------------------|
| 令和5年度 | 配宿システムの基本設計 |
| | システムの基本設計 |
| | 各種プログラムの作成 |
| | システムの運用テストおよびメンテナンス |
| | 運用手順書の作成 |
| | 宿泊施設実態調査 |
| | 調査票作成 |
| | 調査票の回収、集計・結果分析、調査結果報告 |
| | 食事提供方法の検討および対策 |
| | 調査結果に基づく管理データ(宿泊マスター)の作成 |
| | 第二次仮配宿計画の作成 |
| | 配宿シミュレーションの実施 |
| | 配宿シミュレーション結果分析、充足対策等の検討 |
| | 宿泊施設の客室確保 |
| | 関係機関(旅行業者、宿泊施設等)との調整 |
| | 旅行業者保有枠の確保調整 |
| | 宿舎説明会の実施 |
| 宿泊施設別適用宿泊料金(案)の設定 | |
| 負け帰り対策の提案 | |
| 令和6年度 | 配宿システムの設計修正、プログラム修正、運用手順書の修正 |
| | 宿泊施設実態調査の補完調査(新規、追加、変更) |
| | 宿泊意向調査の実施 |
| | 第三次仮配宿計画の作成 |
| | 配宿シミュレーションの実施 |
| | 配宿シミュレーション結果分析、充足対策等の検討 |
| | 宿泊施設の客室確保 |
| | 宿泊施設別適用宿泊料金の決定および宿泊施設との協定書の締結 |
| | 宿舎説明会の実施 |
| | 負け帰り対策の提案 |
| | 配宿センターの設置準備 |
| 令和7年度 | 配宿センターの設置・運営 |
| | 配宿システムの運用 |
| | 宿泊施設実態調査の補完調査(新規、追加、変更) |
| | 営業宿泊施設の客室確保 |
| | 宿泊施設別適用宿泊料金の決定および宿泊施設との協定書の締結 |
| | 宿泊意向調査の実施 |
| | 最終仮配宿計画の作成 |
| | 宿舎説明会の実施 |
| | 宿泊仮申込調査の実施 |
| | 負け帰り対策の実施 |
| | 本配宿業務 |
| | 宿泊申込書の作成・発送 |
| | 宿泊申込受付、配宿調整等 |
| | 宿舎決定通知書の発送 |
| 宿舎変更・取消等に関する調整 | |
| 問い合わせ対応 | |
| 配宿実績等統計処理 | |
| 配宿実績に基づく負担額の確定および精算 | |

※上記委託内容は、現段階の想定案であり、各業務内容の詳細および実施年度等については、委託業者選定後に当該業者と別途協議した上で決定する。

<審議事項（１）参考資料>

わた SHIGA 輝く国スポ合同配宿実施方針（素案）
 に対する意見照会の結果について（回答）

わた SHIGA 輝く国スポ合同配宿実施方針について、会場地市町からいただいた意見に対し、以下のとおり回答いたします。

| No | 箇所 | 意見 | 回答 |
|----|---|--|---|
| 1 | 1（３）合同配宿の体制 「～インターネット等のネットワークを構築して」 ↓ 「～既存のネットワークを利用して」 | 別途メールアドレスが必要な場合、経費が必要なため、市メールアドレス等でログイン可能なシステムを構築していただきたい。 | 構築するネットワークへのログインにあたっては、各会場地委員会へ ID を付与する予定です。ご意見のようなメールアドレスの取得経費が発生しない仕様とすることから、原案のとおりとします。 |
| 2 | 3（１）合同配宿の業務委託概要 「宿泊施設実態調査の実施」とあるが調査結果についての報告や市町への情報共有はどのようなになっていますか。 | 市町からも市内宿泊施設へ調査協力依頼を行ったため、回答状況を教えてほしい。 | 宿泊施設実態調査の結果については、委託業者から成果物が提出された後、市町にも共有させていただきます。 |
| 3 | 4（２）イ 比例割負担額 「1つの競技種別を複数市町開催する場合の配宿実績人数の考え方は、その競技種別が行われる会場地委員会間で協議し決定した方法による。」 | 会場地委員会間で協議し配宿実績人数を決定するのは、複数市町で開催する①競技区分（サッカー、バスケットボール等）ごとか、それとも②競技種別（成年男女、少年男女）ごとかか。 | ②の <u>競技種別</u> ごとです。 |
| 4 | 4（２）イ 比例割負担額 | 競技会場地以外へ広域配宿を行った場合、配宿実績人数の考え方はどうなるのか。 | 配宿地に関わらず、その競技種別が開催される会場地委員会の配宿実績人数に含まれます。 |

| No | 箇所 | 意見 | 回答 |
|----|---|--|---|
| 5 | 6 (1) イ会場地委員会業務分担区分 「 <u>宿舎説明会の開催</u> 」 について、県と会場地それぞれの役割を追記願います | 双方の業務内容が不明瞭であるため。(現時点で想定されている業務があれば結構です)。 | 委託先が主体となって開催準備し、県委員会と会場地委員会が協力して開催することを想定しています。双方の業務の詳細については、委託業者選定後に決定することとしております。 |
| 6 | 6 (1) イ会場地委員会業務分担区分 (イ) <u>宿泊施設実態調査の報告</u> ↓ (イ) <u>宿泊施設実態調査への協力</u> | 参考資料の業務区分から検討すると、市町は「 <u>宿泊施設実態調査への協力</u> 」ということになる。 | 宿泊施設実態調査は、委託先が調査し、その結果を報告するものであり、会場地委員会にはその調査への協力を依頼するものであるため、ご指摘のとおり修正します。 |
| 7 | 参考資料 体協の文言をスポ協に修正。 | すでに体協はスポ協となっているため。 | 都道府県により組織名が変更されていない組織もあるため、ご指摘のとおり、修正と追記をします。 |
| 8 | 要望 | 素案について意見は特にないが、参考資料にある業務区分等について、「委託業者選定後、当該業者と協議したうえで最終決定する。」とあるが、決定に際しては会場地市町に意見を求めること。 | 最終的な業務区分等については、会場地委員会へ意見照会して調整することとします。 |
| 9 | 要望 | 競技数が多く、宿泊施設が少ないため、広域配宿については、近隣市町への配宿をお願いしたい。 | 宿泊施設充足対策要項「2 (4) 広域配宿の実施」に記載のとおり、広域配宿が必要な場合、会場地委員会、受入れ会場地委員会および県委員会が協議し、調整することとしています。 |

<審議事項（２）説明資料>

わた SHIGA 輝く国スポにおける宿泊料金（案）について

1 国スポ宿泊料金について

国スポの宿泊料金は、国民体育大会開催基準要項に基づき、大会開催の２年前（令和５年）に日本スポーツ協会国民体育大会委員会で決定される。

今年度実施した宿泊料金調査の結果から作成した配宿シミュレーションを基に本県国スポ宿泊料金案を以下のとおりとしたい。

| 区分 | 消費税 | 宿泊料金 | | | 備考 |
|--------|-----|--------------------|--------------------|--------------------|------------------------|
| | | 1泊2食 | 1泊朝食 | 素泊まり | |
| 営業宿泊施設 | 税抜 | 2,500円～ 18,000円 | 2,000円～ 14,400円 | 1,750円～ 12,600円 | 通常のサービス・奉仕料および冷暖房料を含む。 |
| | 10% | 2,750円～ 19,800円 | 2,200円～ 15,840円 | 1,925円～ 13,860円 | |

<先催県の宿泊料金推移>

| 開催年 | 回数 | 開催県 | 宿泊料金（1泊2食／税抜） |
|----------|------|------|----------------|
| 平成25年 | 68回 | 東京都 | 7,000円～15,000円 |
| 平成26年 | 69回 | 長崎県 | 7,700円～13,000円 |
| 平成27年 | 70回 | 和歌山県 | 7,700円～13,000円 |
| 平成28年 | 71回 | 岩手県 | 2,954円～13,454円 |
| 平成29年 | 72回 | 愛媛県 | 2,000円～15,000円 |
| 平成30年 | 73回 | 福井県 | 4,000円～15,000円 |
| 令和元年 | 74回 | 茨城県 | 3,000円～15,000円 |
| 令和2年 | 75回 | 鹿児島県 | 3,000円～15,000円 |
| 令和3年 | 76回 | 三重県 | 4,500円～15,000円 |
| 令和4年 | 77回 | 栃木県 | 3,000円～15,000円 |
| 令和5年（予定） | 特別大会 | 鹿児島県 | 3,000円～15,000円 |
| 令和6年（予定） | 78回 | 佐賀県 | 3,000円～18,000円 |

2 宿泊料金調査について

(1) 調査内容（9月～10月の以下の区分ごとの料金体系を調査）

- ・ 平日、休前日、休日別
- ・ 部屋タイプ（シングル、ツイン、ダブル、和室、和洋室等）
- ・ 食事提供区分（1泊2食・1泊朝食・素泊まり）

(2) 調査対象施設（旅館業法の許可を受けた施設のうち風紀上支障がある施設、休業を除く）

| | |
|---------|---|
| 競技開催地 | 県内全域 京都府亀岡市・南丹市 大阪府豊中市・池田市・吹田市・能勢町 兵庫県神戸市・明石市・伊丹市・加古川市・西脇市・加西市・宝塚市・三木市・小野市・三田市 |
| 広域配宿候補地 | 福井県敦賀市 岐阜県大垣市 三重県亀山市・伊賀市 |

(3) 回収結果

| 区分 | 施設数 | 収容人員 | 備考 |
|--------|-----|--------|-------------|
| 調査対象施設 | 559 | | |
| 回収 | 471 | | 回収率：84.3% |
| 有効回答 | 318 | 27,935 | 有効回答率：67.5% |
| 1泊2食 | 195 | 17,565 | |
| 1泊朝食 | 52 | 7,730 | |
| 素泊まり | 71 | 2,640 | |
| 調査回答不可 | 153 | | |
| 回答なし | 88 | | |

3 本県の宿泊施設事情について

< 宿泊施設数 >

- ・旅館・ホテル営業施設数は496施設(全国37位) 客室数は15,143室(全国38位)。
- ・県内宿泊施設タイプ別内訳から、収容人数の約60%がホテルタイプの宿泊施設である。

< 宿泊施設稼働率 >

- ・県内全体の宿泊施設の稼働率は、全国平均比で同水準であるが、ホテルタイプの宿泊施設の稼働率については、全国平均比で高い水準である。

< 開催年の特殊事情について >

- ・大阪関西万博が同時期に開催。想定来場者数約2,820万人。万博の会期は2025年4月13日～10月13日であり、当県国スポと重複する。来場者の宿泊地は大阪府以外の近畿圏内へおよぶ可能性があり、本県ならびに国スポ広域配宿候補地(近隣県)の宿泊施設の客室確保が困難となることが想定される。
- ・彦根城の世界遺産登録を2025年7月に実現するべく取組中。世界遺産登録が実現できれば、観光特需も見込まれることから、国スポ会期中において宿泊施設の客室確保が困難となることが想定される。

- ◆当県における開催年の特殊事情に加え、県内の宿泊施設数、客室数は、先催県と比較すると低い水準であり、かつ国スポでニーズの高いシングル客室を多く保有するホテルタイプの宿泊施設の稼働率が高水準であることから、本県国スポ開催に必要な客室数確保について、現状の宿泊施設の客室提供意向を基にした充足率を検証し、対策を検討する必要がある。

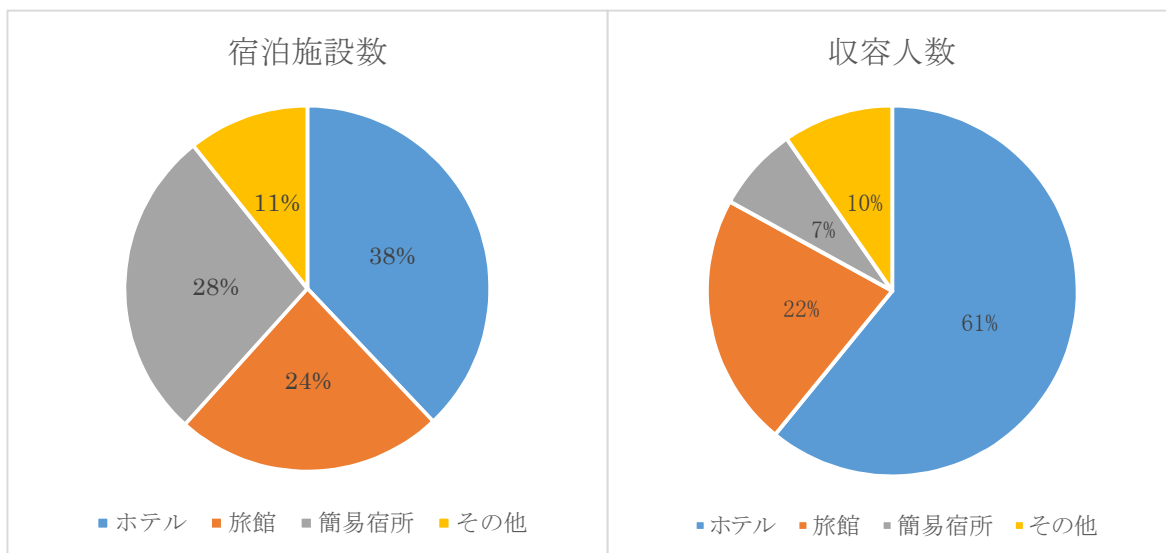
【参考】

◆旅館・ホテル営業に係る施設及び客室数(簡易宿所除く)

| 開催 | 都道府県 | 施設数 | 順位 | 客室数 | 順位 |
|-----|------|-------|----|--------|----|
| H30 | 福井 | 932 | 22 | 15,762 | 36 |
| R1 | 茨城 | 925 | 23 | 28,323 | 20 |
| R3 | 三重 | 1,284 | 13 | 30,593 | 18 |
| R4 | 栃木 | 1,412 | 10 | 36,359 | 15 |
| R5 | 鹿児島 | 888 | 24 | 27,266 | 23 |
| R6 | 佐賀 | 339 | 46 | 9,526 | 47 |
| R7 | 滋賀 | 496 | 37 | 15,143 | 38 |
| R8 | 青森 | 613 | 34 | 19,765 | 32 |
| R9 | 宮崎 | 425 | 40 | 14,927 | 40 |

<令和2年度衛生行政報告例(出典:厚生労働省)を一部編集>

◆県内の宿泊施設タイプ内訳



<令和4年度宿泊料金調査調べ>

◆都道府県別宿泊施設タイプ別客室稼働率(令和4年10月)

| 開催 | 都道府県 | 全体 | 順位 | 旅館 | 順位 | ホテル | 順位 |
|-----|------|------|----|------|----|-------|----|
| H30 | 福井 | 53.4 | 26 | 37.3 | 29 | 74.9% | 2 |
| R1 | 茨城 | 52.4 | 31 | 26.5 | 45 | 59.0% | 33 |
| R3 | 三重 | 57.4 | 9 | 40.6 | 22 | 68.1% | 8 |
| R4 | 栃木 | 63.6 | 3 | 53.3 | 3 | 72.4% | 3 |
| R5 | 鹿児島 | 50.9 | 34 | 42.1 | 20 | 61.1% | 24 |
| R6 | 佐賀 | 46.8 | 41 | 48.4 | 8 | 54.3% | 40 |
| R7 | 滋賀 | 53.5 | 25 | 35.7 | 33 | 65.8% | 13 |
| R8 | 青森 | 67.3 | 1 | 46.7 | 10 | 66.6% | 12 |
| R9 | 宮崎 | 54.5 | 21 | 43.7 | 16 | 51.0% | 46 |
| 平均 | 全国 | 53.8 | | 39.4 | | 61.3% | |

<宿泊旅行統計調査(出典:国土交通省)を一部編集>

◆ 配宿シミュレーション

【シミュレーションの前提】

- ◆ 競技日程 :R4年12月現在
- ◆ 配宿対象者 :配宿対象者(競技役員、選手・監督、都道府県本部役員等)
延べ人数 15.3万人泊。※先催県(茨城県、栃木県の実数から見込算出)
- ◆ 配宿宿泊施設:宿泊料金調査において、客室提供可能と回答した施設ならびに客室数。
※収容人数 20 名未満の宿泊施設は、団体選手(最小参加 20 名)の配宿が不可であり削除。
- ◆ 宿泊料金 :宿泊料金調査での回答金額。
※選手・監督の配宿条件は1泊2食が基本であるが、本シミュレーションでは未提供施設においても食事対応(朝食:1,000 円、夕食:3,000 円)を加味して料金を設定し配宿。
- ◆ その他 :本シミュレーションでは、単日最大配宿人数に対する客室充足割合のみ検証しており、広域配宿先の選定については反映していない。

◆シミュレーション概要

| | | | 会期前 ① | 会期前 ② | 本会期 | 本会期宿泊料金別配宿割合見込 | | | | | | |
|------------------|----------|---------------------|----------|----------|---------|----------------|----------|----------|----------|----------|----------|--------|
| 延べ宿泊人数 | | | 17,080 | 4,273 | 131,681 | ~15,000円 | ~16,000円 | ~17,000円 | ~18,000円 | ~19,000円 | ~20,000円 | 上限なし |
| 単日最大配宿人数 | | | 2,410 | 724 | 14,875 | | | | | | | |
| 料金別 客室 確保数 | 県内 配宿 | ~15,000円 | 2,410 | 724 | 10,077 | 67.7% | | | | | | |
| | | 15,000円~ 16,000円 | 0 | 0 | 478 | | 71.0% | | | | | |
| | | 16,001円~ 17,000円 | 0 | 0 | 1,238 | | | 79.3% | | | | |
| | | 17,001円~ 18,000円 | 0 | 0 | 829 | | | | 84.9% | | | |
| | | 18,001円~ 19,000円 | 0 | 0 | 283 | | | | | 86.8% | | |
| | | 19,001円~ 20,000円 | 0 | 0 | 23 | | | | | | 86.9% | |
| | | 20,001円~ | 0 | 0 | 465 | | | | | | | 90.0% |
| | 県外配宿 | 0 | 0 | 1,791 | | 12.0% | 12.0% | 12.0% | 12.0% | 12.0% | 12.0% | 12.0% |
| 客室不足宿泊人数 | | | | | | 3,007 | 2,529 | 1,291 | 462 | 179 | 156 | -309 |
| 充足割合 | | | | | | 79.8% | 83.0% | 91.3% | 96.9% | 98.8% | 99.0% | 102.1% |

◆シミュレーション結果と対策について

・先催県同様の宿泊料金上限 15,000 円では、県外広域配宿を含めて、配宿人数の約 20%の 3,000 人分の客室が不足する見込み。

<対策>

- ・大型宿泊施設（15,000 円超）に対し、食事内容の見直し等による宿泊料金の引き下げの協力を依頼。
- ・宿泊施設への協力依頼と合わせて、宿泊料金の上限額引上げを検討。

<対応方法>

○食事内容の見直し等による宿泊料金の引き下げの依頼

- ・配宿対象施設のうち 15,000 円超の宿泊施設に対し、食事内容等を変更することにより、宿泊料金を通常よりも安価に設定して協力いただけるように依頼する。
- ・先催県の佐賀県において、同様の依頼を行ったところ、35 施設中 23 施設（約 65%）から、平均約 2,000 円を引き下げるとの回答を得ている。
- ・本県においても、今後宿泊施設へ同様の協力依頼を行い、宿泊料金の引き下げを検討いただく。

⇒佐賀県の事例を参考に、15,000 円超の宿泊施設の 65%が 2,000 円引き下げした場合の配宿シミュレーションを作成し充足率を検証。

◆＜対策後＞シミュレーション概要

| | | | 会期前 ① | 会期前 ② | 本会期 | 本会期宿泊料金別配宿割合見込 | | | | | | |
|------------------|----------|---------------------|----------|----------|---------|----------------|----------|----------|----------|----------|----------|--------|
| 延べ宿泊人数 | | | 17,080 | 4,273 | 131,681 | ～15,000円 | ～16,000円 | ～17,000円 | ～18,000円 | ～19,000円 | ～20,000円 | 上限なし |
| 単日最大配宿人数 | | | 2,410 | 724 | 14,875 | | | | | | | |
| 料金別 客室 確保数 | 県内 配宿 | ～15,000円 | 2,410 | 724 | 11,192 | 75.2% | | | | | | |
| | | 15,000円～ 16,000円 | 0 | 0 | 707 | | 80.0% | | | | | |
| | | 16,001円～ 17,000円 | 0 | 0 | 617 | | | 84.1% | | | | |
| | | 17,001円～ 18,000円 | 0 | 0 | 305 | | | | 86.2% | | | |
| | | 18,001円～ 19,000円 | 0 | 0 | 250 | | | | | 87.9% | | |
| | | 19,001円～ 20,000円 | 0 | 0 | 159 | | | | | | 88.9% | |
| | | 20,001円～ | 0 | 0 | 163 | | | | | | | 90.0% |
| | | 県外配宿 | 0 | 0 | 1,791 | | 12.0% | 12.0% | 12.0% | 12.0% | 12.0% | 12.0% |
| | 客室不足宿泊人数 | | | | | | 1,892 | 1,185 | 568 | 263 | 13 | -146 |
| 充足割合 | | | | | | 87.3% | 92.0% | 96.2% | 98.2% | 99.9% | 101.0% | 102.1% |

◆＜対策後＞シミュレーション結果

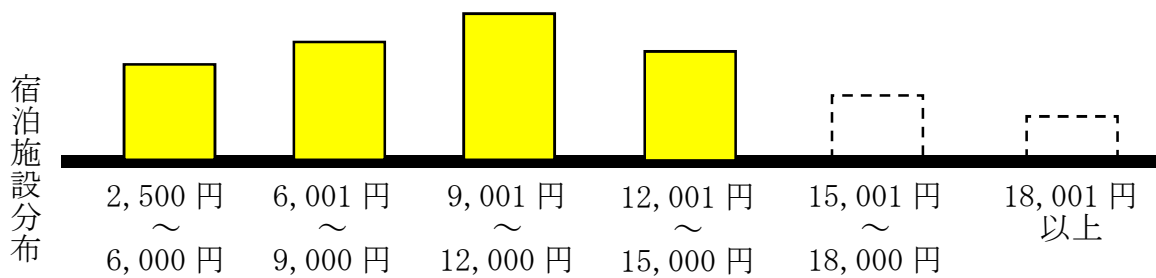
- ・客室の不足については、宿泊料金上限 15,000 円では、県外広域配宿を含めて、配宿人数の約 13%の 1,900 人分まで減少。
- ・宿泊料金の上限引上げの検討については、上限を 16,000 円、17,000 円に引上げた場合でも上表の通り不足が発生する。
- ・上限を 18,000 円まで引上げた場合、充足率は 98.2%(不足 263 人)へ良化する。
- ・一方で、本シミュレーションでは定員未満利用(5人部屋に3人配宿、ダブルやツインの部屋のシングル利用)等の配宿ロスは加味しておらず、更なる客室確保の積み上げが必要と考えられる。
- ・また、広域配宿については、現状で広域配宿先を選定せずにシミュレーションを作成しているため、実際の配宿では輸送時間が大幅に必要となり、配宿不可となる施設も含まれる。

<結論>

- ・以上の内容から、県実行委員会として、宿泊施設へ食事内容等の変更による宿泊料金の見直しを依頼するとともに、更なる客室の確保が必要であるため、宿泊料金の上限を 18,000 円とし、大会運営に必要な客室数を確保していきたい。

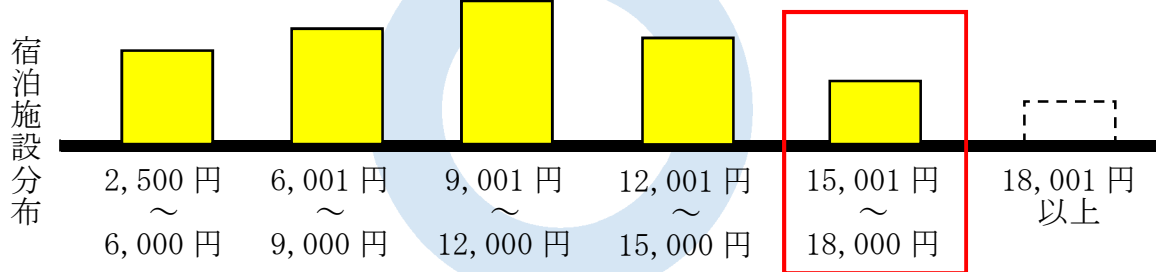
◆宿泊料金上限額の引上げのイメージ

【現在の宿泊料金体系 2,500円～15,000円】 ※黄色が配宿可能

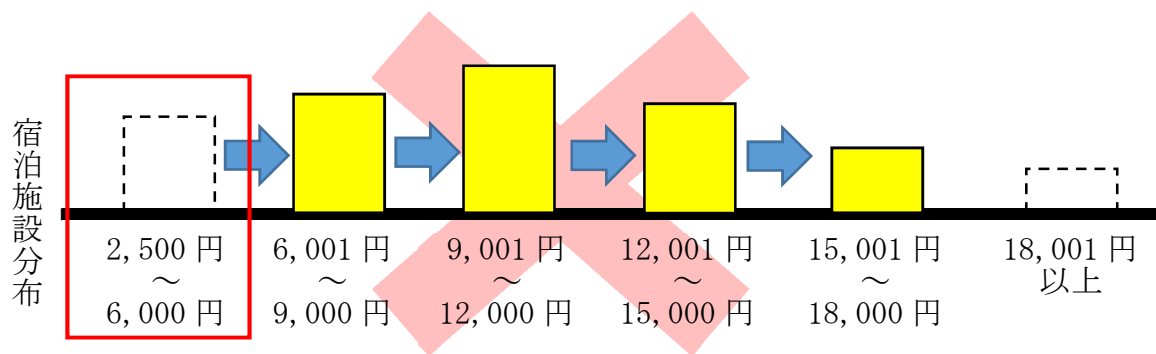


【宿泊料金体系を2,500円～18,000円とした場合】

⇒18,000円の宿泊施設まで配宿可能となる。



⇒全ての宿が3,000円引上げるわけではない。



◆宿泊料金決定に向けたスケジュール

| 時期 | 内容 | 備考 |
|--------|-----------------------|------------------------|
| 令和5年2月 | 宿泊専門委員会にて審議 | |
| 3月 | 常任委員会へ報告 | |
| 4月 | 月末までに JSPO へ資料と料金案を報告 | |
| 5月 | 国体小委員会にて宿泊料金原案について審議 | 国体小委員会開催 5月、7月、11月 |
| 6月 | 国体委員会にて宿泊料金原案について審議 | 国体委員会開催時期 6月、8月、12月 |

<審議事項（２）参考資料>

1 宿泊料金調査結果の詳細について

2,500円未満から18,000円以上まで（A～AG）、500円刻み33段階に区分し、食事提供区分別に施設数と収容人員を集計。

（１）1泊2食付き施設（195施設17,565人）

収容人員構成では、10,000円未満の施設（A～P）は37.6%である。また10,000円以上15,000円未満の施設（Q～Z）は34.2%である。さらに15,000円以上の施設（AA～AG）は28.2%を占めている。

| 料金区分 | 回答施設数 | 収容人員(人) | 施設数 | | 収容人員 | | |
|------|---------------------|---------|--------|-----------|--------|-----------|--------|
| | | | 構成比 | 構成比 累計 | 構成比 | 構成比 累計 | |
| A | 2,500円未満 | 2 | 328 | 1.0% | 1.0% | 1.9% | 1.9% |
| B | 2,500円以上 3,000円未満 | 0 | 0 | 0.0% | 1.0% | 0.0% | 1.9% |
| C | 3,000円以上 3,500円未満 | 0 | 0 | 0.0% | 1.0% | 0.0% | 1.9% |
| D | 3,500円以上 4,000円未満 | 2 | 369 | 1.0% | 2.0% | 2.1% | 4.0% |
| E | 4,000円以上 4,500円未満 | 0 | 0 | 0.0% | 2.0% | 0.0% | 4.0% |
| F | 4,500円以上 5,000円未満 | 1 | 8 | 0.5% | 2.5% | 0.0% | 4.0% |
| G | 5,000円以上 5,500円未満 | 3 | 338 | 1.5% | 4.0% | 1.9% | 5.9% |
| H | 5,500円以上 6,000円未満 | 6 | 309 | 3.1% | 7.1% | 1.8% | 7.7% |
| I | 6,000円以上 6,500円未満 | 8 | 238 | 4.1% | 11.2% | 1.4% | 9.1% |
| J | 6,500円以上 7,000円未満 | 16 | 985 | 8.2% | 19.4% | 5.6% | 14.7% |
| K | 7,000円以上 7,500円未満 | 19 | 985 | 9.7% | 29.1% | 5.6% | 20.3% |
| L | 7,500円以上 8,000円未満 | 16 | 822 | 8.2% | 37.3% | 4.7% | 25.0% |
| M | 8,000円以上 8,500円未満 | 9 | 747 | 4.6% | 41.9% | 4.3% | 29.3% |
| M | 8,500円以上 9,000円未満 | 8 | 295 | 4.1% | 46.0% | 1.7% | 31.0% |
| O | 9,000円以上 9,500円未満 | 9 | 634 | 4.6% | 50.6% | 3.6% | 34.6% |
| P | 9,500円以上 10,000円未満 | 6 | 547 | 3.1% | 53.7% | 3.1% | 37.7% |
| Q | 10,000円以上 10,500円未満 | 12 | 850 | 6.2% | 59.9% | 4.8% | 42.5% |
| R | 10,500円以上 11,000円未満 | 4 | 665 | 2.1% | 62.0% | 3.8% | 46.3% |
| S | 11,000円以上 11,500円未満 | 1 | 114 | 0.5% | 62.5% | 0.6% | 46.9% |
| T | 11,500円以上 12,000円未満 | 5 | 433 | 2.6% | 65.1% | 2.5% | 49.4% |
| U | 12,000円以上 12,500円未満 | 5 | 450 | 2.6% | 67.7% | 2.6% | 52.0% |
| V | 12,500円以上 13,000円未満 | 6 | 1,008 | 3.1% | 70.8% | 5.7% | 57.7% |
| W | 13,000円以上 13,500円未満 | 6 | 327 | 3.1% | 73.9% | 1.9% | 59.6% |
| X | 13,500円以上 14,000円未満 | 5 | 597 | 2.6% | 76.5% | 3.4% | 63.0% |
| Y | 14,000円以上 14,500円未満 | 1 | 1,170 | 0.5% | 77.0% | 6.7% | 69.7% |
| Z | 14,500円以上 15,000円未満 | 4 | 385 | 2.1% | 79.1% | 2.2% | 71.9% |
| AA | 15,000円以上 15,500円未満 | 7 | 1,026 | 3.6% | 82.7% | 5.8% | 77.7% |
| AB | 15,500円以上 16,000円未満 | 3 | 413 | 1.5% | 84.2% | 2.4% | 80.1% |
| AC | 16,000円以上 16,500円未満 | 6 | 1,196 | 3.1% | 87.3% | 6.8% | 86.9% |
| AD | 16,500円以上 17,000円未満 | 1 | 146 | 0.5% | 87.8% | 0.8% | 87.7% |
| AE | 17,000円以上 17,500円未満 | 3 | 877 | 1.5% | 89.3% | 5.0% | 92.7% |
| AF | 17,500円以上 18,000円未満 | 1 | 0 | 0.5% | 89.8% | 0.0% | 92.7% |
| AG | 18,000円以上 | 20 | 1,303 | 10.2% | 100.0% | 7.3% | 100.0% |
| 合計 | | 195 | 17,565 | 100.0% | | 100.0% | |

6,605人

12,604人

(2) 1泊朝食および素泊まり施設 (123施設 10,370人)

選手・監督の配宿には1泊2食の提供が基本となるが、実際の配宿時には、1泊朝食および素泊まりの施設の有効活用が不可欠であることから、当該施設に食事対策(1泊朝食提供施設:夕食対策3,000円、素泊まり施設:朝食対策1,000円+夕食対策3,000円)を行った場合の料金を上乘せし、「みなし1泊2食」として料金分析を実施。

収容人員構成では、10,000円未満の施設(A~P)は20.7%である。また、10,000円以上15,000円未満の施設(Q~Z)は56.5%である。さらに、15,000円以上の施設(AA~AG)は22.8%を占めている。

| 料金区分 | 回答施設数 | 収容人員(人) | 施設数 | | 収容人員 | | |
|------|---------------------|---------|-------|-----------|--------|-----------|--------|
| | | | 構成比 | 構成比 累計 | 構成比 | 構成比 累計 | |
| A | 2,500円未満 | 0 | 0 | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| B | 2,500円以上 3,000円未満 | 0 | 0 | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| C | 3,000円以上 3,500円未満 | 0 | 0 | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| D | 3,500円以上 4,000円未満 | 0 | 0 | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| E | 4,000円以上 4,500円未満 | 0 | 0 | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| F | 4,500円以上 5,000円未満 | 0 | 0 | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| G | 5,000円以上 5,500円未満 | 0 | 0 | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| H | 5,500円以上 6,000円未満 | 0 | 0 | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| I | 6,000円以上 6,500円未満 | 4 | 214 | 3.3% | 3.3% | 2.1% | 2.1% |
| J | 6,500円以上 7,000円未満 | 2 | 130 | 1.6% | 4.9% | 1.3% | 3.3% |
| K | 7,000円以上 7,500円未満 | 3 | 68 | 2.4% | 7.3% | 0.7% | 4.0% |
| L | 7,500円以上 8,000円未満 | 4 | 98 | 3.3% | 10.6% | 0.9% | 4.9% |
| M | 8,000円以上 8,500円未満 | 10 | 322 | 8.1% | 18.7% | 3.1% | 8.0% |
| N | 8,500円以上 9,000円未満 | 5 | 343 | 4.1% | 22.8% | 3.3% | 11.3% |
| O | 9,000円以上 9,500円未満 | 14 | 914 | 11.4% | 34.1% | 8.8% | 20.1% |
| P | 9,500円以上 10,000円未満 | 3 | 53 | 2.4% | 36.6% | 0.5% | 20.7% |
| Q | 10,000円以上 10,500円未満 | 11 | 1,005 | 8.9% | 45.5% | 9.7% | 30.3% |
| R | 10,500円以上 11,000円未満 | 10 | 761 | 8.1% | 53.7% | 7.3% | 37.7% |
| S | 11,000円以上 11,500円未満 | 11 | 896 | 8.9% | 62.6% | 8.6% | 46.3% |
| T | 11,500円以上 12,000円未満 | 10 | 1,096 | 8.1% | 70.7% | 10.6% | 56.9% |
| U | 12,000円以上 12,500円未満 | 7 | 621 | 5.7% | 76.4% | 6.0% | 62.9% |
| V | 12,500円以上 13,000円未満 | 7 | 881 | 5.7% | 82.1% | 8.5% | 71.4% |
| W | 13,000円以上 13,500円未満 | 6 | 410 | 4.9% | 87.0% | 4.0% | 75.3% |
| X | 13,500円以上 14,000円未満 | 2 | 34 | 1.6% | 88.6% | 0.3% | 75.7% |
| Y | 14,000円以上 14,500円未満 | 3 | 141 | 2.4% | 91.1% | 1.4% | 77.0% |
| Z | 14,500円以上 15,000円未満 | 1 | 23 | 0.8% | 91.9% | 0.2% | 77.2% |
| AA | 15,000円以上 15,500円未満 | 1 | 10 | 0.8% | 92.7% | 0.1% | 77.3% |
| AB | 15,500円以上 16,000円未満 | 1 | 87 | 0.8% | 93.5% | 0.8% | 78.2% |
| AC | 16,000円以上 16,500円未満 | 0 | 0 | 0.0% | 93.5% | 0.0% | 78.2% |
| AD | 16,500円以上 17,000円未満 | 3 | 209 | 2.4% | 95.9% | 2.0% | 80.2% |
| AE | 17,000円以上 17,500円未満 | 1 | 1,803 | 0.8% | 96.7% | 17.4% | 97.6% |
| AF | 17,500円以上 18,000円未満 | 1 | 23 | 0.8% | 97.6% | 0.2% | 97.8% |
| AG | 18,000円以上 | 3 | 228 | 2.4% | 100.0% | 2.2% | 100.0% |
| 合計 | | 123 | 10370 | 100% | | 100% | |

2,142人

8,010人

(3) 1泊2食付+みなし1泊食 (318施設 27,935人)

1泊2食付施設と、みなし1泊2食付(1泊朝食+素泊まり)施設を合算し料金分析を実施。

収容人員構成では、10,000円未満の施設(A~P)は31.2%である。また10,000円以上15,000円未満の施設(Q~Z)は42.5%である。さらに、15,000円以上の施設(AA~AG)は26.3%を占めている。

| 料金区分 | 回答施設数 | 収容人員(人) | 施設数 | | 収容人員 | | |
|------|---------------------|---------|--------|-----------|--------|-----------|--------|
| | | | 構成比 | 構成比 累計 | 構成比 | 構成比 累計 | |
| A | 2,500円未満 | 2 | 328 | 0.6% | 0.6% | 1.2% | 1.2% |
| B | 2,500円以上 3,000円未満 | 0 | 0 | 0.0% | 0.6% | 0.0% | 1.2% |
| C | 3,000円以上 3,500円未満 | 0 | 0 | 0.0% | 0.6% | 0.0% | 1.2% |
| D | 3,500円以上 4,000円未満 | 2 | 369 | 0.6% | 1.2% | 1.3% | 2.5% |
| E | 4,000円以上 4,500円未満 | 0 | 0 | 0.0% | 1.2% | 0.0% | 2.5% |
| F | 4,500円以上 5,000円未満 | 1 | 8 | 0.3% | 1.5% | 0.0% | 2.5% |
| G | 5,000円以上 5,500円未満 | 3 | 338 | 0.9% | 2.4% | 1.2% | 3.7% |
| H | 5,500円以上 6,000円未満 | 6 | 309 | 1.9% | 4.3% | 1.1% | 4.8% |
| I | 6,000円以上 6,500円未満 | 12 | 452 | 3.8% | 8.1% | 1.6% | 6.4% |
| J | 6,500円以上 7,000円未満 | 18 | 1,115 | 5.7% | 13.8% | 4.0% | 10.4% |
| K | 7,000円以上 7,500円未満 | 22 | 1,053 | 6.9% | 20.7% | 3.8% | 14.2% |
| L | 7,500円以上 8,000円未満 | 20 | 920 | 6.3% | 27.0% | 3.3% | 17.5% |
| M | 8,000円以上 8,500円未満 | 19 | 1,069 | 6.0% | 33.0% | 3.8% | 21.3% |
| N | 8,500円以上 9,000円未満 | 13 | 638 | 4.1% | 37.1% | 2.3% | 23.6% |
| O | 9,000円以上 9,500円未満 | 23 | 1,548 | 7.2% | 44.3% | 5.5% | 29.1% |
| P | 9,500円以上 10,000円未満 | 9 | 600 | 2.8% | 47.1% | 2.1% | 31.2% |
| Q | 10,000円以上 10,500円未満 | 23 | 1,855 | 7.2% | 54.3% | 6.6% | 37.8% |
| R | 10,500円以上 11,000円未満 | 14 | 1,426 | 4.4% | 58.7% | 5.1% | 42.9% |
| S | 11,000円以上 11,500円未満 | 12 | 1,010 | 3.8% | 62.5% | 3.6% | 46.5% |
| T | 11,500円以上 12,000円未満 | 15 | 1,529 | 4.7% | 67.2% | 5.5% | 52.0% |
| U | 12,000円以上 12,500円未満 | 12 | 1,071 | 3.8% | 71.0% | 3.8% | 55.8% |
| V | 12,500円以上 13,000円未満 | 13 | 1,889 | 4.1% | 75.1% | 6.8% | 62.6% |
| W | 13,000円以上 13,500円未満 | 12 | 737 | 3.8% | 78.9% | 2.6% | 65.2% |
| X | 13,500円以上 14,000円未満 | 7 | 631 | 2.2% | 81.1% | 2.3% | 67.5% |
| Y | 14,000円以上 14,500円未満 | 4 | 1,311 | 1.3% | 82.4% | 4.7% | 72.2% |
| Z | 14,500円以上 15,000円未満 | 5 | 408 | 1.6% | 84.0% | 1.5% | 73.7% |
| AA | 15,000円以上 15,500円未満 | 8 | 1,036 | 2.5% | 86.5% | 3.7% | 77.4% |
| AB | 15,500円以上 16,000円未満 | 4 | 500 | 1.3% | 87.8% | 1.8% | 79.2% |
| AC | 16,000円以上 16,500円未満 | 6 | 1,196 | 1.9% | 89.7% | 4.3% | 83.5% |
| AD | 16,500円以上 17,000円未満 | 4 | 355 | 1.3% | 91.0% | 1.3% | 84.8% |
| AE | 17,000円以上 17,500円未満 | 4 | 2,680 | 1.3% | 92.3% | 9.6% | 94.4% |
| AF | 17,500円以上 18,000円未満 | 2 | 23 | 0.6% | 92.9% | 0.1% | 94.5% |
| AG | 18,000円以上 | 23 | 1,531 | 7.1% | 100.0% | 5.5% | 100.0% |
| 合計 | | 318 | 27,935 | 100.0% | | 100.0% | |

8,747人

20,614人

<県内外・食事提供別収容人数>

| 料金区分 | 滋賀県 | | | | 県外 | | | | 合計 | | | | | |
|------------------------|--------|--------------|---------|--------------|--------|--------------|---------|--------------|-------|--------------|---------|--------------|-------|--------|
| | 1泊2食 | | みなし1泊2食 | | 1泊2食 | | みなし1泊2食 | | 1泊2食 | | みなし1泊2食 | | 計 | |
| | 1泊朝食 | 1泊朝食 素泊まり | 1泊朝食 | 1泊朝食 素泊まり | 1泊朝食 | 1泊朝食 素泊まり | 1泊朝食 | 1泊朝食 素泊まり | 1泊朝食 | 1泊朝食 素泊まり | 1泊朝食 | 1泊朝食 素泊まり | | |
| 施設数 | 163 | 32 | 66 | 98 | 261 | 32 | 20 | 5 | 25 | 57 | 195 | 52 | 71 | 318 |
| A 2,500円未満 | 208 | 0 | 0 | 0 | 208 | 120 | 0 | 0 | 0 | 120 | 328 | 0 | 0 | 328 |
| B 2,500円以上 3,000円未満 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| C 3,000円以上 3,500円未満 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| D 3,500円以上 4,000円未満 | 369 | 0 | 0 | 0 | 369 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 369 | 0 | 0 | 369 |
| E 4,000円以上 4,500円未満 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| F 4,500円以上 5,000円未満 | 8 | 0 | 0 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 0 | 0 | 8 |
| G 5,000円以上 5,500円未満 | 176 | 0 | 0 | 0 | 176 | 162 | 0 | 0 | 0 | 162 | 338 | 0 | 0 | 338 |
| H 5,500円以上 6,000円未満 | 309 | 0 | 0 | 0 | 309 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 309 | 0 | 0 | 309 |
| I 6,000円以上 6,500円未満 | 238 | 0 | 214 | 214 | 452 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 238 | 0 | 214 | 452 |
| J 6,500円以上 7,000円未満 | 985 | 0 | 130 | 130 | 1,115 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 985 | 0 | 130 | 1,115 |
| K 7,000円以上 7,500円未満 | 824 | 4 | 64 | 68 | 892 | 161 | 0 | 0 | 0 | 161 | 985 | 4 | 64 | 1,053 |
| L 7,500円以上 8,000円未満 | 822 | 0 | 98 | 98 | 920 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 822 | 0 | 98 | 920 |
| M 8,000円以上 8,500円未満 | 747 | 0 | 322 | 322 | 1,069 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 747 | 0 | 322 | 1,069 |
| N 8,500円以上 9,000円未満 | 278 | 245 | 98 | 343 | 621 | 17 | 0 | 0 | 0 | 17 | 295 | 245 | 98 | 638 |
| O 9,000円以上 9,500円未満 | 253 | 355 | 43 | 398 | 651 | 381 | 516 | 0 | 516 | 897 | 634 | 871 | 43 | 1,548 |
| P 9,500円以上 10,000円未満 | 393 | 35 | 18 | 53 | 446 | 154 | 0 | 0 | 0 | 154 | 547 | 35 | 18 | 600 |
| Q 10,000円以上 10,500円未満 | 581 | 519 | 21 | 540 | 1,121 | 269 | 465 | 0 | 465 | 734 | 850 | 984 | 21 | 1,855 |
| R 10,500円以上 11,000円未満 | 74 | 275 | 77 | 352 | 426 | 591 | 149 | 260 | 409 | 1,000 | 665 | 424 | 337 | 1,426 |
| S 11,000円以上 11,500円未満 | 114 | 448 | 104 | 552 | 666 | 0 | 150 | 194 | 344 | 344 | 114 | 598 | 298 | 896 |
| T 11,500円以上 12,000円未満 | 423 | 230 | 50 | 280 | 703 | 10 | 816 | 0 | 816 | 826 | 433 | 1,046 | 50 | 1,529 |
| U 12,000円以上 12,500円未満 | 450 | 253 | 29 | 282 | 732 | 0 | 339 | 0 | 339 | 339 | 450 | 592 | 29 | 1,071 |
| V 12,500円以上 13,000円未満 | 52 | 66 | 190 | 256 | 308 | 956 | 399 | 226 | 625 | 1,581 | 1,008 | 465 | 416 | 1,889 |
| W 13,000円以上 13,500円未満 | 191 | 216 | 58 | 274 | 465 | 136 | 136 | 0 | 136 | 272 | 327 | 352 | 58 | 737 |
| X 13,500円以上 14,000円未満 | 464 | 0 | 34 | 34 | 498 | 133 | 0 | 0 | 0 | 133 | 597 | 0 | 34 | 631 |
| Y 14,000円以上 14,500円未満 | 1,170 | 0 | 141 | 141 | 1,311 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,170 | 0 | 141 | 1,311 |
| Z 14,500円以上 15,000円未満 | 385 | 0 | 0 | 0 | 385 | 0 | 23 | 0 | 23 | 23 | 385 | 23 | 0 | 408 |
| AA 15,000円以上 15,500円未満 | 658 | 0 | 10 | 10 | 668 | 368 | 0 | 0 | 0 | 368 | 1,026 | 0 | 10 | 1,036 |
| AB 15,500円以上 16,000円未満 | 356 | 87 | 0 | 87 | 443 | 57 | 0 | 0 | 0 | 57 | 413 | 87 | 0 | 500 |
| AC 16,000円以上 16,500円未満 | 1,196 | 0 | 0 | 0 | 1,196 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,196 | 0 | 0 | 1,196 |
| AD 16,500円以上 17,000円未満 | 0 | 0 | 8 | 8 | 8 | 146 | 201 | 0 | 201 | 347 | 146 | 201 | 8 | 355 |
| AE 17,000円以上 17,500円未満 | 877 | 1,803 | 0 | 1,803 | 2,680 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 877 | 1,803 | 0 | 2,680 |
| AF 17,500円以上 18,000円未満 | 0 | 0 | 23 | 23 | 23 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 23 | 23 |
| AG 18,000円以上 | 888 | 0 | 99 | 99 | 987 | 415 | 0 | 129 | 129 | 544 | 1,303 | 0 | 228 | 1,531 |
| 合計 | 13,489 | 4,536 | 1,831 | 6,367 | 19,856 | 4,076 | 3,194 | 809 | 4,003 | 8,079 | 17,565 | 7,730 | 2,640 | 27,935 |

わた SHIGA 輝く国スポ 宿泊料金（案）

正式競技および特別競技に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員および視察員の宿泊料金については、以下のとおりとする。

| 区分 | 消費税 | 宿泊料金 | | | 備考 |
|------------|-----|--------------------|--------------------|--------------------|------------------------|
| | | 1泊2食 | 1泊朝食 | 素泊まり | |
| 営業宿 泊施設 | 税抜 | 2,500円～ 18,000円 | 2,000円～ 14,400円 | 1,750円～ 12,600円 | 通常のサービス・奉仕料および冷暖房料を含む。 |
| | 10% | 2,750円～ 19,800円 | 2,200円～ 15,840円 | 1,925円～ 13,860円 | |

※ 1泊2食の宿泊料金は、500円刻みとする。

※ 1泊朝食料金は、1泊2食料金の80%相当額とする。

※ 素泊まり料金は、1泊2食料金の70%相当額とする。

※ 入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

（注1）宿泊とは、入宿日の15時から出発日の10時までの客室の使用をいい、原則として1泊2食とするが、1泊朝食、素泊まりも可とする。

（注2）配宿決定後の欠食に係る宿泊料金の控除については、宿泊要項に定める。

（注3）報道員及びその他大会関係者の宿泊料金については、別に定める。

<審議事項（3）>

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ標準献立作成方針（案）

1 目的

この方針は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポに参加する選手等が最良のコンディションで活躍できるよう、栄養面や衛生面を考慮し、かつ、滋賀県らしさを盛り込んだ食事を宿泊施設で提供するために、標準献立を作成することを目的とする。

2 栄養基準量

標準献立における選手等の1日当たりの栄養基準量は、おおむね下表を目安とする。

| | エネルギー | タンパク質 | 脂質 | 炭水化物 | 無機質 | | ビタミン | | | | 食物繊維 |
|----|-------|-------|----|------|-------|----|------|-----|-----|-----|------|
| | | | | | カルシウム | 鉄 | A | B1 | B2 | C | |
| | | | | | mg | mg | μgRE | mg | mg | mg | |
| | kcal | g | g | g | mg | mg | μgRE | mg | mg | mg | g |
| 男性 | 3,000 | 105 | 65 | 500 | 800 | 12 | 900 | 1.8 | 2.0 | 150 | 20 |
| 女性 | 2,500 | 85 | 55 | 420 | 650 | 14 | 700 | 1.5 | 1.6 | 150 | 18 |

3 食品構成

上記の栄養基準量に対応した食品構成は、おおむね下表を目安とする。

| 食品群 | 1日当たりの摂取量 (g) | | 食品群 | 1日当たりの摂取量 (g) | |
|-------|------------------|-----|--------|------------------|-----|
| | 男性 | 女性 | | 男性 | 女性 |
| 穀類 | 510 | 400 | 緑黄色野菜 | 180 | 180 |
| 肉類 | 100 | 100 | その他の野菜 | 200 | 200 |
| 魚介類 | 70 | 70 | 海藻類 | 4 | 4 |
| 卵類 | 60 | 60 | きのこ類 | 15 | 15 |
| 豆・豆製品 | 100 | 100 | 果物類 | 200 | 200 |
| 乳・乳製品 | 300 | 300 | 砂糖類 | 25 | 25 |
| いも類 | 100 | 100 | 油脂類 | 25 | 25 |

4 選手のコンディションづくりへの配慮

標準献立は、競技前後の選手のコンディションを考慮し、消化吸収がよく、体力維持と疲労回復に効果的な食事内容となるよう配慮する。

5 食材

食材は、両大会開催期間中に入手しやすく、かつ、食事料金も考慮のうえ、利用可能なものを選定する。

また、滋賀県産の食材を積極的に活用する。

6 滋賀県らしさ

琵琶湖に象徴される豊かな自然とおだやかな気候に育まれた県内各地の特産物や郷土料理を積極的に取り入れ、滋賀県らしいおもてなしを盛り込んだ献立を作成する。

7 調理方法

肉類や魚介類は加熱調理するなど、衛生上の配慮をしたものとする。

また、多くの宿泊施設において標準献立を活用できるよう、特別な調理法や器具を使わず容易に調達できるものとする。

8 作成する献立数

作成する献立数は、おおむね次のとおりとする。

| | |
|----|----|
| 朝食 | 夕食 |
| 3例 | 3例 |

9 標準献立の普及等

(1) 作成した標準献立の普及を図るため、献立ごとに特徴、栄養分データ、食材等の分量、調理方法等を記した「標準献立集」を作成する。

また、宿泊施設等に対し、国スポ・障スポに参加する選手等の献立を調整する際の参考としてもらうことを目的として、宿泊施設等に配布するとともに、ホームページに掲載し、その普及を図る。

(2) 「標準献立集」には、標準献立のほか、以下の注意事項並びに選手等のコンディションづくりに適した食材・調理方法等についても記載する。

- ・アレルギー物質を含む食品に起因する健康被害を未然に防止するため、食品表示法によるアレルギー表示の基準に沿った使用食材を表示すること。
- ・食中毒等の発生防止に万全を期すため、使用食材、調理場や調理器具、調理方法等における衛生管理を徹底すること。

<審議事項（3）参考資料①>

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ標準献立作成（素案）
 に対す意見照会の結果について（回答）

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ標準献立作成方針について、会場地市町からいただいた意見に対しまして、以下のとおり回答いたします。

| No | 箇所 | 意見 | 回答 |
|----|------------|--|--|
| 1 | | 食材の選定については、できるだけ 19 市町全てから特産品を中心に提供できるよう、お取り計らいをお願いいたします。 | 素案「6 滋賀県らしさ」に記載のとおり、県内各地の特産物や郷土料理を積極的に取り入れることとしており、ご意見を参考に滋賀県らしいおもてなしを盛り込んだ献立を作成します。 |
| 2 | | 先催県ではデザートに果物やヨーグルトを献立の一つとしてお出ししている例があるようですが、滋賀県のお土産物をデザートと一緒にお出しし、観光物産のPRになるような取組をご検討いただきますようお願いいたします。 | |
| 3 | 1 目的 | 全体にかかるところでありますが、この方針には県が主体となるのか、会場地市町が主体となって取り組むのか記載がございませんが、県が主体となって取り組むと解釈してよろしいでしょうか？ | 県実行委員会が主体となって取り組むという解釈で間違いございません。 なお、普及については、会場地委員会ならびに関係機関の協力を得て取り組んでまいります。 |
| 4 | 9 標準献立の普及等 | 「～宿泊施設等に配布するとともに、ホームページに掲載し、その普及を図る」とありますが、それは県が主体となって取り組むという解釈で間違いはないでしょうか。 | |

| No | 箇所 | 意見 | 回答 |
|----|---------|---|--|
| 5 | 2 栄養基準量 | <p>栄養基準量のエネルギーはアスリートの摂取量を基準とされていると思いますが、「目安」であると思いますが競技によって活動強度に大きな差はないでしょうか。</p> <p>視察者等のお弁当についても是非バランスのとれた滋賀県らしい内容をご検討いただきたい。(視察させていただいた先催地で幹旋のあった昼食のお弁当が1800kcal とアスリートでも油脂の過剰摂取になるような内容でありましたので。)</p> | <p>標準献立を作成するための目安として記載しております。先催県の標準献立集には競技別目標エネルギー摂取量が記載されていますので、当県においても今後検討してまいります。</p> <p>弁当については、来年度以降に検討しますので、ご意見を参考にさせていただきます。</p> <p>(国スポ競技会弁当については会場地市町、式典弁当等については、県委員会で準備することになります。)</p> |
| 6 | | <p>滋賀県産の食材を使用した献立の場合は、どの食材が滋賀県産のものであるかの表記をするようご検討いただきますようお願いいたします。</p> <p>(「(例) お米と玉ねぎは滋賀県産のものを使用しています。」)</p> | <p>標準献立作成の際の参考とさせていただきます。</p> |

<審議事項（3）参考資料②>

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ標準献立作成方針（素案）
 に対す意見照会の結果について（回答）

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ標準献立作成方針について、全国障害者スポーツ大会専門委員会の委員からいただいた意見に対しまして、以下のとおり回答いたします。

| No | 箇所 | 意見 | 回答 |
|----|----|---|---|
| 1 | | 方針を出すだけでなく、この方針がどこまでの拘束力を持つのが重要と考える。今までの全国障害者スポーツ大会でもこのような方針が出されているのであれば、方針に沿って食事が提供されているとは思えない宿舎もある。 | 本方針は、宿泊施設が献立を検討する際に参考としていただけるような献立（標準献立）を県実行委員会が作成するための方針です。 標準献立は、宿泊施設を拘束するものではありませんが、活用いただけるよう普及に努めてまいります。 |
| 2 | | 障スポ大会では事前にアレルギーの調査があり、アレルギーのある選手用の代替献立を準備し対応している宿舎もある。「アレルギー表示の基準に沿った使用食材を表示」されているところは見ることがない。いつ表示し、それを選手団が確認できるのはいつなのか。アレルギーのある選手用に代替献立を準備しておく方が分かりやすいのではないかと。 | 本方針に記載する「アレルギー表示」については、標準献立集にアレルギー表示を記載することであり、宿泊施設で提供される食事について、宿泊施設が表示することではありません。 なお、宿泊施設に対しては、宿泊施設説明会等でアレルギー対策への協力を依頼してまいります。 |
| 3 | | 障スポ大会の選手は国スポに比べ、選手の年齢層に幅があり、50代以降の選手も多い。献立にも工夫が必要。（揚げ物の量など。） 障スポ大会は大会本部が配宿した宿舎に入ることになり、選手団で宿舎を選べない。配宿された宿で食事内容の差があり、炭水化物中心の献立や毎食洋食が続く宿舎もある。 | 障スポ大会参加者の年齢層への配慮等、ご意見を参考に宿泊施設説明会等で宿泊施設に対して協力を依頼してまいります。 |

| No | 箇所 | 意見 | 回答 |
|----|----|--|--|
| 4 | | <p>栃木大会では、選手団出発間際に宿舎の朝食が提供できないという連絡が入り、朝食は弁当になった（宿泊費支払い後に変更）が全く栄養面には配慮されておらず、献立も乏しいものであった。仕方なく宿舎の朝食が提供できない場合の弁当も一定の基準をクリアしているものを提供できるような方針を盛り込んでほしい。</p> | <p>宿泊施設で提供される弁当の内容についても、標準献立を参考として栄養面を考慮した内容となるよう、宿泊施設説明会等で協力を依頼してまいります。</p> |
| 5 | | <p>最後に、障スポの選手団は5泊6日で遠征するため、食事パターンは4種類あることが多い。3種類では少ないと感じる。バイキング形式も毎回同じ内容にならないよう献立必要。</p> | <p>献立数については、ご意見のとおり複数のパターンが必要であると考えています。標準献立の組み換えや、標準献立集に掲載する単品献立の組み合わせ等により、複数のパターンができるよう工夫してまいります。</p> <p>バイキングにおいても選手のコンディションに配慮した内容となるよう協力を依頼してまいります。</p> |
| 6 | | <p>記載されている滋賀県らしさのおもてなしを多数盛り込んだ内容をお願いしたい。</p> | <p>滋賀県らしいおもてなしを盛り込んだ標準献立を作成し、宿泊施設への普及を図ってまいります。</p> |
| 7 | | <p>安心、安全な食材とともに、アレルギーや食中毒等の発生が無いように万全を期してほしい。</p> | <p>アレルギー表示や食中毒対策等について標準献立集へ記載するとともに、宿泊施設等に食品衛生講習会を開催し、食中毒等の発生がないよう対策してまいります。</p> |
| 8 | | <p>障スポ大会の場合、宿舎に依っては朝食が早い時間が多く、とちぎ大会でも午前4時30分～というような選手団もあり、宿泊施設の対応も大変であるが、選手のコンディショニングづくりに重視した献立内容を期待したい。</p> | <p>宿泊施設向けに行う宿泊説明説明会等において、食事提供に関する選手への配慮等について説明してまいります。</p> |

| No | 箇所 | 意見 | 回答 |
|----|----|--|---|
| 9 | | <p>献立の配膳や提供方法について視覚障害者に対して、お膳やトレイのどの位置にどのようなものが置かれているのか提供の際に伝えるよう宿泊施設等に周知していただきたい。</p> <p>今回照会のあった標準献立作成方針に記載するのか、別のものに記載するかは問いません。</p> <p>視覚障害者、知的障害者、上肢不自由者などにとって、箸やスプーン、フォークでつかみ易い、食べ易い形状が良い。</p> | <p>開催年度に予定している宿泊施設の従業者を対象とした接遇講習会において、食事の提供方法等について、ご意見も参考にして、説明してまいります。</p> |
| 10 | | <p>「標準献立集」のホームページへの記載にあつては、視覚障害者のアクセシビリティに配慮したものとしていただきたい。</p> | <p>ホームページ掲載時の参考とさせていただきます。</p> |
| 11 | | <p>実際の献立を作成する際は、連泊の方・老若男女・アレルギーのかたへの対応（代替メニュー）などを考慮いただけたらと思います。</p> | <p>宿泊施設向けに行う宿泊施設説明会等において、大会へ参加する様々な選手へ柔軟な対応を依頼してまいります。</p> |
| 12 | | <p>宿泊と食事の提供という観点から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競技会場までの距離が近い宿泊施設 ・食事時間への配慮、（出発時間、到着時間）に合わせた食事の提供 ・体重コントロールが必要な競技種目や選手がいるので柔軟な対応ができる申込にさせていただけるといいと思います。 | <ul style="list-style-type: none"> ・配宿については、宿泊施設の立地や客室提供状況により変化しますが、可能な限り距離が近くなるよう努めてまいります。 ・食事の提供時間については、宿泊施設向けに行う宿泊施設説明会等で説明してまいります。 ・食事内容についても、宿泊施設説明会等で選手のコンディション等に配慮した食事の提供となるよう協力を依頼してまいります。 |

その他

宿泊業務スケジュール予定

| 項目 | 2018年(H30) | 2019年(R元) | 2020年(R2) | 2021年(R3) | 2022年(R4) | 2023年(R5) | 2024年(R6) | 2025年(R7) |
|------------|--------------------------------------|-----------|------------------|---------------------------------|--|-------------------------------|-----------------------------------|----------------|
| | 7年前 | 6年前 | 5年前 | 4年前 | 3年前 | 2年前 | 1年前 | 開催年 |
| 組織 | 宿泊・衛生専門委員会設置 第1回専門委員会 第2回専門委員会 | 第3回専門委員会 | 第4回専門委員会 | 宿泊部会設置 医事・衛生部会設置 第5回専門委員会 | 宿泊専門委員会設置 医事・衛生専門委員会設置 馬事衛生専門委員会設置 第1回宿泊専門委員会 | 第2回宿泊専門委員会 | 第3回宿泊専門委員会 | |
| 日スポ協議事項 | | | | | | 宿泊料協定 宿泊日 | 宿泊要承認 宿泊日 | |
| 宿泊・配信計画 | 宿泊基本方針 | 宿泊基本計画 | 宿泊施設充足対策要項 | | 合同配宿実施方針 | 宿泊要案(宿泊県) | 宿泊業務実施要領 報道員宿泊規程 | |
| | 宿泊基礎調査 | | 第一次仮配宿 転用施設検討 | 配宿体制 配宿施設・民泊実施の検討 | 宿泊料金調査(宿泊県) | 第二次仮配宿 宿泊施設実態調査(データー修正・追加) | 第三次仮配宿 宿泊施設実態調査(データー修正・追加) | 最終仮配宿 本配宿 |
| 標準献立 弁当 | | | | | 配宿方式決定 配宿業務委託内容検討 | 配宿 | 配宿業務 配宿センター運営 | |
| | | | | | | 標準献立作成方針 | 標準献立 弁当料決定 弁当調達計画 弁当業者指定 | 講習会の実施 弁当提供 |

※網掛けは専門委員会での審議事項

専門委員会の今後の予定

| | | |
|------------------|--------------------|--|
| 令和5年度 (開催2年前) | 第2回宿泊専門委員会 (予定) | わたしたSHIGA輝く国スボ・障スボ わたしたSHIGA輝く国スボ・障スボ わたしたSHIGA輝く国スボ・障スボ 宿泊要項(案)について わたしたSHIGA輝く国スボ・障スボ 弁当調達要項(案)について |
| 令和6年度 (開催1年前) | 第3回宿泊専門委員会 (予定) | わたしたSHIGA輝く国スボ・障スボ 報道員およびその他大会関係者宿泊規定について わたしたSHIGA輝く国スボ・障スボ 宿泊事務実施規定について |

參考資料

平成25年(2013年)10月31日
第1回常任委員会決定

〔最終改正：
令和4年(2022年)8月7日
第12回常任委員会一部改正〕

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 専門委員会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会会則第13条第4項の規定に基づき、専門委員会の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の種類等)

第2条 専門委員会の種類ならびに常任委員会からの付託事項および委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

2 委員長および副委員長は、専門委員(以下「委員」という。)の互選により選出する。

3 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第4条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。

3 専門委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 専門委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員に、事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を専門委員会の議決に代えることができる。

(部会)

第5条 専門委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 10 月 31 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 8 月 31 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 7 月 31 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 5 月 17 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 8 月 7 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

| 種 類 | 付 託 事 項 | 委 任 事 項 |
|--------------|--|--|
| 総務企画専門委員会 | 1 総合的な計画の立案に関する事 2 会場地（開・閉会式場および陸上競技会場を除く。）の選定に関する事 3 県ならびに会場地市町の業務分担および経費負担に関する事 4 競技施設の整備計画の立案に関する事 5 他の専門委員会に属さない重要な事項に関する事 | 1 総合的な計画の推進に関する事 2 競技施設基準に関する事 3 競技施設の整備計画の推進に関する事 4 文化プログラムに関する事 5 他の専門委員会に属さない事項（重要な事項を除く。）に関する事 |
| 広報・県民運動専門委員会 | 1 広報の基本的事項に関する事 2 県民運動の基本的事項に関する事 3 その他広報および県民運動に係る重要な事項に関する事 | 1 広報の実施に関する事 2 県民運動の推進に関する事 3 大会愛称・スローガン、マスコット等に関する事 4 その他広報および県民運動に係る事項に関する事 |
| 競技運営 | 1 第 79 回国民スポーツ大会 | 1 国スポの競技運営に係る |

| | | |
|-------------------------|--|--|
| <p>専門委員会</p> | <p>(以下「国スポ」という。)の競技運営に係る計画の立案に関する事 2 国スポの競技役員等の養成および編成に係る計画の立案に関する事 3 その他国スポの競技運営に係る重要な事項に関する事</p> | <p>計画の推進に関する事。 2 国スポの競技役員等の養成および編成に係る計画の推進に関する事。 3 国スポの競技用具の整備に関する事。 4 国スポのリハーサル大会に関する事。 5 国スポの競技記録に関する事。 6 その他国スポの競技運営に係る事項に関する事。</p> |
| <p>全国障害者スポーツ大会専門委員会</p> | <p>1 第24回全国障害者スポーツ大会(以下「障スポ」という。)の競技運営に係る計画の立案に関する事。 2 その他障スポに係る重要な事項に関する事。(他の専門委員会の付託事項を除く。)</p> | <p>1 障スポの競技運営に係る計画の推進に関する事。 2 その他障スポに関する事。(他の専門委員会の委任事項を除く。)</p> |
| <p>宿泊専門委員会</p> | <p>1 宿泊の基本的事項に関する事。 2 その他宿泊に係る重要な事項に関する事。</p> | <p>1 宿泊業務に関する事。 2 標準献立および食品調達に関する事。 3 その他宿泊に関する事。</p> |
| <p>医事・衛生専門委員会</p> | <p>1 医事・衛生の基本的事項に関する事。 2 その他医事・衛生に係る重要な事項に関する事。</p> | <p>1 医療救護および防疫に関する事。 2 食品衛生および環境衛生に関する事。 3 その他医事衛生に関する事。</p> |
| <p>輸送・交通専門委員会</p> | <p>1 輸送および交通の基本的事項に関する事。 2 その他輸送および交通に係る重要な事項に関する事。</p> | <p>1 全国輸送に関する事。 2 総合開・閉会式の輸送に関する事。 3 競技会場の輸送に関する事。 4 その他輸送および交通に関する事。</p> |

| | | |
|----------------|--|---|
| 式典・会場 専門委員会 | <ol style="list-style-type: none"> 1 式典および開・閉会式会場の基本的事項に関すること。 2 情報通信施設の整備計画の立案に関すること。 3 その他式典および開・閉会式会場に係る重要な事項に関すること。 | <ol style="list-style-type: none"> 1 開・閉会式の企画および運営に関すること。 2 式典音楽に関すること。 3 式典演技に関すること。 4 大会旗および炬火イベントに関すること。 5 開・閉会式会場の管理に関すること。 6 情報通信施設の整備計画の推進に関すること。 7 その他式典および開・閉会式会場に関すること。 |
| 警備・消防 専門委員会 | <ol style="list-style-type: none"> 1 警備および消防防災の基本的事項に関すること。 2 その他警備および消防防災に係る重要な事項に関すること。 | <ol style="list-style-type: none"> 1 開・閉会式会場の警備および消防防災に関すること。 2 その他警備および消防防災に関すること。 |

滋賀県情報公開条例 第6条

実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令もしくは条例（以下「法令等」という。）の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員および職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員および職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員ならびに地方独立行政法人の役員および職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および当該職務遂行の内容に係る部分
- (2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
 - ア 公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等または個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (3) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (4) 法令等の規定により、または法律もしくはこれに基づく政令の規定による指示（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条第 1 号へ規定する指示その他これに類する行為をいう。）により明らかに公にすることができない情報
- (5) 県の機関ならびに国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 県の機関または国、独立行政法人等、他の地方公共団体もしくは地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締りまたは試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉または争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 県、国もしくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等または地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ